

専門医認定試験に関する Q&A

1. 書類審査ではどんな点が審査されるのですか？

まず、事務局により、押印の欠落や書式の不備、研修期間の不足がないかなどがチェックされます。

委員会では、なぐり書きなど乱雑な書き方がされていないか。次いで10症例にマイナー症例が含まれていないか、資料がそろっているか、記載がきちんとされているかなどが審査されます。

過去2～3年の書類審査で多く指摘されたものは、日付の記載ミス（書類によって手術日や術後の日付が異なっている）、術中写真の欠落、術前・術後画像の欠如、手術シエーマの不備、組織採取部の写真や記載の不備、術後写真の不足、術後写真が術後180日に満たない、などでした。その他にも、植皮の厚さが記載されていない、術後関節可動域が明確でない、病理所見や診断が記載されていない、などの不備がありました。

手引きにも記載されている通り、書類の不備だけで資格審査に不合格となる場合があります。そして、たとえ不合格とならなくても不備多数の場合には、合格基準が厳しくなります。また10症例書類の出来栄も合否の判定資料となりますので、十分な注意を払って書類を作成してください。

なお、書類審査の合否はその年の委員会で判定するので、前年度合格した書類であっても不合格となることがあります。

2. マイナー症例とは具体的にどんな症例ですか？

手引きにも書いてある通り、平易な手技による手術症例ということになりますが、代表的なものは、瘢痕・ケロイド・腫瘍・潰瘍などを単純に切除縫縮したものです。その他に、皮膚切除だけの眼瞼下垂の修正、小さな皮弁による再建、小範囲の瘢痕拘縮除去などがあります。マイナー症例であるかどうかは、最終的には、委員会での判断によります。従って、10症例には形成外科における優れた技能を示す代表的な執刀症例を提示してください。

なお、10症例の差し替えは認められませんので、マイナー症例と判定されてから改めて別の症例を提出することはできません。

3. 疾患の項目分類で迷うことがあるのですが。

まず、自費診療例以外でも疾患や治療内容によっては美容に含めます。その他、紛らわしいものを以下に列挙します。

疾患名	分類項目
加齢性眼瞼下垂	その他 or 美容
女性化乳房	良性腫瘍 or 美容
毛巣洞	潰瘍 or その他
膿皮症	潰瘍 or その他
純粋な豊胸以外の乳房 再建	再建（美容ではない）
患側に乳房再建を施行し、 健側に乳房縮小をした場合	美容
静脈瘤	その他
瘻孔	悪性腫瘍再建 or 潰瘍 or その他
腹壁癒痕ヘルニア	その他
Dupuytren 拘縮	手足の変形 or その他
下顎前突症	美容 or その他 (原疾患によるが、成長とともに現れた場合は 上記区分となる)

4. 手術直前のデザインの写真は術中写真になるのでしょうか？

術中写真とは、原則として手術の途中経過を示す写真であり、手術直前のデザインと手術終了直後の写真以外のものとなります。平成 24 年 5 月以降の症例に関しては、必ずこの判断に従った術中写真が必要です。それ以前の症例では、術中の詳細なシェーマで代用することを認めます。

漏斗胸の Nuss 法の場合は、ペクタスバーの挿入状態か術中レントゲン像が示されれば術中写真とみなします。

5. 採取皮膚の厚さの記載はどのようにすれば良いのでしょうか？

全層植皮であれば、全層と記載してください。フリーハンドや剃刀で採取した場合は、薄目の分層、中間層、厚目の分層などの表現で可とします。デルマトームで採皮した場合は、inch/mm/ μ などで表記してください。

6. 骨に関する症例で、四肢の関節機能の分かる状態とは？

四肢の関節に関わる手術では、可動域の分かるような写真が原則必要です。小児例などで十分な写真が撮れない場合は仕方ありませんが、ROM（関節可動域）の記載が必要です。

7. 腫瘍例で術後画像はどこまで必要でしょうか？

術前画像診断を必要とした場合、原則として腫瘍切除後の画像が必要です。なお、術後画像は、術後 180 日を経過していなくてもかまいません。

8. 口頭試問ではどんな質問がされるのでしょうか？

主に、提出された症例に関する基本的知識が問われますが、それ以外にも形成外科専門医として理解しておくべき基本的知識も幅広く問われます。

9. その他、注意する点などあれば教えてください。

以下に列举します。

- 1) 他科の再建依頼症例では、病理写真は必要ではありません。
- 2) 唇裂、顔面骨骨折では、術前後の煽りの写真が原則必要です。
- 3) 眼窩壁骨折では、術前の眼球運動障害の分かる写真及び術後に眼球運動が改善したことが分かる写真が必要です。
ただし、Hess chart でも代用可能とします。
- 4) 尿管管遺残では、術前画像（超音波画像を含む）が必要です。
- 5) 手足の関節に関わる手術などで、K-wire は抜去した状態で術後の写真を提示してください。
- 6) 一人の小耳症の症例で耳介拳上と肋軟骨移植を行った場合に、10 症例 2 つの症例として提出することはできません。（20 症例と 300 症例は可）なお、小耳症の症例で耳介拳上をしていない症例でも 10 症例として提出することは可です。
- 7) 術後 180 日以上経過した写真の提出は絶対条件で、申請書類提出までに 180 日以上を経過していなければなりません。
- 8) 300 症例に関しては、申請者が術者でも助手でも構いません。
できるだけ基本的あるいは標準的な症例を選んで記載してください。

- 9) 300 症例のエクспанダーの症例ではエクспанダー挿入と摘出は別症例として提出しても可です。
- 10) 書類提出前に、書類の不備がないか、10 症例が優れた技能を示す代表的な症例になっているか、所属長などの検閲を受けることをお勧めします。
また、不明な点があれば所属地区の専門医認定委員に遠慮なくお尋ねください。
- 11) 形成外科学会 入会日は、入会申込書が事務局へ届いた日ではありません。
事務局へ届いた後に、直近で開催される理事会で承認され、入会となりますので、その理事会開催日が入会日となります。
なお、学会入会年月日は申請書類とともに返送した書類に明記されていますので、必ずご確認ください。